

## 障害者権利条約をどう活用するか

### 講演会

# 障がいをもつ人とともに歩む

—この当たり前前々ところをはぐくむために—

## 講師 弁護士 西村武彦 氏

日本政府は本年1月障害者権利条約を批准、障害者権利条約が国内で発効しました。裁判で差別禁止を訴える大きな後ろ盾ができました。しかし、法律ができたことが差別の絶滅に直結するわけではありません。施設での虐待や職場での不当な差別、入店拒否などの事件は相変わらず頻発しています。差別は法整備だけではなくなりません。今回は私たちが密かに弁護士版赤ひげ先生と慕う札幌の西村武彦先生にお話を伺います。西村先生にこれまで扱われた事件報告(刑事事件、成年後見人、ダウン症児の逸失利益、虐待通報など)をしていただき、大切にしなければいけないことはなにかを共に考えます。ふるってご参加ください。

**日時** 11月30日(日)午後1時30分～4時30分

**場所** 築地社会教育会館 講習室(裏面地図をご覧ください)

**参加費** 無料(定員100名)

**申込方法** 事務局までお電話ください 03-5568-7603(小野)

### 弁護士西村武彦氏プロフィール



1956年小樽市生まれ。学生時代より障害者介助を行う。1996年札幌弁護士会登録。障害者人権弁護団団員となる。子どものいじめ、障害者関連事件、成年後見人など幅広く活躍している。現在、北海道障害者人権ネット事務局長。P&Aジャパン理事、日弁連障害者差別禁止法調査特別委員会委員

**\*\*要約筆記、手話通訳の必要な方は事務局までお申し出ください。**

**主催** NPO法人障害児・者人権ネットワーク

東京都中央区銀座6-9-7 近畿建物銀座ビル7階 銀座通り法律事務所内  
電話03(5568)7603 FAX03(5568)7607 (担当 小野)

E-mail [shimizu@ginzadori-law.jp](mailto:shimizu@ginzadori-law.jp)